



発行 新潟県
号外 1
 平成28年 9月29日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

条 例

- 35 新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行条例の一部を改正する条例（医務薬事課）
- 36 新潟県魚沼基幹病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（基幹病院整備室）
- 37 新潟県旅館業法施行条例の一部を改正する条例（生活衛生課）
- 38 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（商業・地場産業振興課）
- 39 新潟県建築基準条例の一部を改正する条例（建築住宅課）
- 40 新潟県が管理する港湾の臨港地区内の分区において規制される構築物の指定に関する条例の一部を改正する条例（港湾整備課）
- 41 新潟県警察本部内部組織条例の一部を改正する条例（警務課）

本号で公布された主な条例のあらまし

◇新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行条例の一部を改正する条例（新潟県条例第35号）

- 1 条例による事務処理の特例に係る事務の見直し
 地方自治法に規定する条例による事務処理の特例により新潟市が処理することとする事務を見直し、麻薬小売業者間譲渡許可に係る全ての事務を県が処理することとしました。(第10条関係)
- 2 施行期日
 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県魚沼基幹病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第36号）

- 1 新潟県基幹病院事業の設置等
 新潟県立県央基幹病院を設置し、新潟県基幹病院事業として実施するため、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
 この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県旅館業法施行条例の一部を改正する条例（新潟県条例第37号）

- 1 簡易宿所営業に係る基準の緩和
 旅館業法施行令の改正等に伴い、簡易宿所営業の玄関帳場（フロント）について、代替機能設備を設け、緊急対応の体制を整備した場合には、設置不要とするなどの構造設備基準の緩和を行うこととしました。(第4条、第7条及び第9条関係)
- 2 施行期日
 この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行条例の一部を改正する条例
- (2) 新潟県魚沼基幹病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 新潟県旅館業法施行条例の一部を改正する条例
- (4) 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- (5) 新潟県建築基準条例の一部を改正する条例
- (6) 新潟県が管理する港湾の臨港地区内の分区において規制される構築物の指定に関する条例の一部を改正する条例
- (7) 新潟県警察本部内部組織条例の一部を改正する条例

平成28年9月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県条例第35号

新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行条例の一部を改正する条例

新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行条例（平成12年新潟県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(事務処理の特例)	(事務処理の特例)
<p>第10条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、法、この条例並びに法及びこの条例の施行のための規則に基づく事務（<u>法第24条第12項第1号の規定による麻薬の譲渡しの許可に係る事務を除く。</u>）に係る書類であって知事に提出するものの受理及び県への送付の事務は、新潟市が処理することとする。</p>	<p>第10条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、法、この条例並びに法及びこの条例の施行のための規則に基づく事務に係る書類であって知事に提出するものの受理及び県への送付の事務は、新潟市が処理することとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第36号

新潟県魚沼基幹病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県魚沼基幹病院事業の設置等に関する条例（平成21年新潟県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動後別表」という。）に対応する次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動別表」という。）が存在する場合には当該移動別表を当該移動後別表とし、移動後別表に対応する移動別表が存在しない場合には当該移動後別表を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p><u>新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例</u></p> <p>（事業の設置）</p> <p>第1条 県民の健康保持に必要な医療を提供するため、<u>新潟県基幹病院事業</u>（以下「<u>基幹病院事業</u>」という。）を設置する。</p> <p>（経営の基本）</p> <p>第2条 <u>基幹病院事業</u>は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 <u>基幹病院事業</u>を遂行するため、<u>別表第1</u>に掲げる<u>病院</u>（以下「<u>病院</u>」という。）を置く。</p> <p>（料金）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 料金の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養の給付に要する費用の額の算定方法、入院時食事療養費に係る食事療養に要する費用の額の算定に関する基準及び入院時生活療養費に係る生活療養に要する費用の額の算定に関する基準（以下「健康保険法の規定による算定方法等」と総称する。）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準、入院時食事療養費に係る食事療養に要する費用の額の算定に関する基準及び入院時生活療養費に係る生活療養に要する費用の額の算定に関する基準（以下「高齢者の医療の確保に関する法律の規定による算定基準」と総称する。）又は<u>別表第2</u>の左欄に掲げる療養の種類に応じ当該右欄に掲げる料金の算定方法により算定した額とする。</p> <p>3～5 （略）</p> <p>（重要な資産の取得及び処分）</p> <p>第4条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「<u>法</u>」という。）第33条第2項の規定により予算で定めなければならない<u>基幹病院事業</u>の用に供</p>	<p><u>新潟県魚沼基幹病院事業の設置等に関する条例</u></p> <p>（事業の設置）</p> <p>第1条 県民の健康保持に必要な医療を提供するため、<u>新潟県魚沼基幹病院事業</u>（以下「<u>魚沼基幹病院事業</u>」という。）を設置する。</p> <p>（経営の基本）</p> <p>第2条 <u>魚沼基幹病院事業</u>は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 <u>魚沼基幹病院事業</u>を遂行するため、<u>新潟県立魚沼基幹病院</u>（以下「<u>病院</u>」という。）を<u>南魚沼市</u>に置く。</p> <p>（料金）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 料金の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養の給付に要する費用の額の算定方法、入院時食事療養費に係る食事療養に要する費用の額の算定に関する基準及び入院時生活療養費に係る生活療養に要する費用の額の算定に関する基準（以下「健康保険法の規定による算定方法等」と総称する。）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準、入院時食事療養費に係る食事療養に要する費用の額の算定に関する基準及び入院時生活療養費に係る生活療養に要する費用の額の算定に関する基準（以下「高齢者の医療の確保に関する法律の規定による算定基準」と総称する。）又は<u>別表</u>の左欄に掲げる療養の種類に応じ当該右欄に掲げる料金の算定方法により算定した額とする。</p> <p>3～5 （略）</p> <p>（重要な資産の取得及び処分）</p> <p>第4条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「<u>法</u>」という。）第33条第2項の規定により予算で定めなければならない<u>魚沼基幹病院事業</u>の用に供</p>

する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格）が7,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については1件2万平方メートル以上のものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により基幹病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円を超える場合とする。

（会計事務の処理）

第6条 法第34条の2ただし書の規定に基づき、基幹病院事業の出納その他の会計事務に係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第7条 基幹病院事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が1,000万円以上のもの及び法律上県の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が150万円以上のものとする。

（業務状況の公表）

第8条 知事は、基幹病院事業の業務の状況について毎事業年度2回公表するものとする。

附 則 （略）

別表第1（第2条関係）

名 称	位 置
新潟県立魚沼基幹病院	南魚沼市
新潟県立県央基幹病院	三条市

別表第2（第3条関係）

（略）

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項の改正（「魚沼基幹病院事業」を「基幹病院事業」に改める部分を除く。）、第3条第2項の改正及び別表を別表第2とし、附則の次に1表を加える改正は、規則で定める日から施行する。

（準備行為）

に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格）が7,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については1件2万平方メートル以上のものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により魚沼基幹病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円を超える場合とする。

（会計事務の処理）

第6条 法第34条の2ただし書の規定に基づき、魚沼基幹病院事業の出納その他の会計事務に係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第7条 魚沼基幹病院事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が1,000万円以上のもの及び法律上県の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が150万円以上のものとする。

（業務状況の公表）

第8条 知事は、魚沼基幹病院事業の業務の状況について毎事業年度2回公表するものとする。

附 則 （略）

別表（第3条関係）

（略）

- 2 新潟県立県央基幹病院の管理を法人その他の団体であつて知事が指定するものに行わせるために必要な行為は、前項ただし書に規定する改正の施行前においても行うことができる。
-

新潟県条例第37号

新潟県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

新潟県旅館業法施行条例（昭和45年新潟県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目の表示並びに追加号等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																									
<p>(衛生措置の基準)</p> <p>第4条 法第4条第2項の規定により、旅館業を営む者がその営業の施設について講じなければならない宿泊者の衛生に必要な措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 収容定員</p> <p style="padding-left: 2em;">客室の収容定員は、次によること。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア・イ (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ 簡易宿所については、客室ごとに有効面積</p> <p style="padding-left: 4em;">1. 65平方メートル <u>(収容定員の数を10人未満として法第3条第1項の許可の申請がなされた施設</u> (旅館業法施行規則 (昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。) <u>第5条第1項第1号から第3号までに掲げるものを除く。)</u> 及び省令第5条第1項第4号に掲げる施設にあつては、3.3平方メートル) について</p> <p style="padding-left: 4em;">1人</p> <p style="padding-left: 2em;">エ (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(ホテル営業及び旅館営業の基準)</p> <p>第6条 政令第1条第1項第11号及び第2項第10号の規定による構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 便所は、次の要件を満たすものであること。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 共同用の便所には、次の表の左欄に掲げる収容定員（便所を付設する客室の収容定員を除く。）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数の便器を備え付けること。</p> <table border="1" style="margin-left: 4em;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">収容定員</th> <th colspan="2">便器数</th> </tr> <tr> <th>大便器</th> <th>小便器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人以下</td> <td style="text-align: center;">1個</td> <td style="text-align: center;">1個</td> </tr> <tr> <td>6人以上10人以下</td> <td style="text-align: center;">2個</td> <td style="text-align: center;">1個</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="padding-left: 2em;">ウ 旅館営業の施設に設ける共同用の便所に</p>	収容定員	便器数		大便器	小便器	5人以下	1個	1個	6人以上10人以下	2個	1個	(略)			<p>(衛生措置の基準)</p> <p>第4条 法第4条第2項の規定により、旅館業を営む者がその営業の施設について講じなければならない宿泊者の衛生に必要な措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 収容定員</p> <p style="padding-left: 2em;">客室の収容定員は、次によること。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア・イ (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ 簡易宿所については、客室ごとに有効面積</p> <p style="padding-left: 4em;">1. 65平方メートル (旅館業法施行規則 (昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。) 第5条第1項第4号に掲げる施設にあつては、3.3平方メートル) について1人</p> <p style="padding-left: 2em;">エ (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(ホテル営業及び旅館営業の基準)</p> <p>第6条 政令第1条第1項第11号及び第2項第10号の規定による構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 便所は、次の要件を満たすものであること。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 共同用の便所には、次の表の左欄に掲げる収容定員（便所を付設する客室の収容定員を除く。）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数の便器を備え付けること。</p> <table border="1" style="margin-left: 4em;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">収容定員</th> <th colspan="2">便器数</th> </tr> <tr> <th>大便器</th> <th>小便器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10人以下</td> <td style="text-align: center;">2個</td> <td style="text-align: center;">1個</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="padding-left: 2em;">ウ 旅館営業の施設に設ける共同用の便所に</p>	収容定員	便器数		大便器	小便器	10人以下	2個	1個	(略)		
収容定員		便器数																								
	大便器	小便器																								
5人以下	1個	1個																								
6人以上10人以下	2個	1個																								
(略)																										
収容定員	便器数																									
	大便器	小便器																								
10人以下	2個	1個																								
(略)																										

は、男子用及び女子用の区分があること。ただし、共同用の便所に備え付ける大便器の数が1個の場合は、この限りでない。

(8)～(10) (略)

(簡易宿所営業の基準)

第7条 政令第1条第3項第7号の規定による構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号に定める基準に適合する玄関帳場を有すること。ただし、次のいずれにも該当するときは、この限りでない。

ア 玄関帳場に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。

イ 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。

(1)の2 前条第3号から第6号まで、第7号ア及びイ並びに第8号から第10号までに定める基準に適合すること。

(2) 共同用の便所には、男子用及び女子用の区分があること。ただし、共同用の便所に備え付ける大便器の数が1個の場合は、この限りでない。

(3)・(4) (略)

(5) 客室の床面積は、4.8平方メートル以上であること。ただし、法第3条第1項の許可の申請に当たって収容定員の数を10人未満とする場合は、この限りでない。

(下宿営業の基準)

第8条 政令第1条第4項第5号の規定による構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 共同用の便所には、男子用及び女子用の区分があること。ただし、共同用の便所に備え付ける大便器の数が1個の場合は、この限りでない。

(3)・(4) (略)

(季節的に利用される施設等の基準)

第9条 第6条及び第7条の規定にかかわらず、省令第5条第1項第1号から第3号までに掲げる施設に係る政令第1条第1項第11号、第2項第10号及び第3項第7号の規定による構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、簡易宿所については、第1号(第6条第2号に係る部分に限る。)及び第3号の基準は、適用しない。

(1)～(3) (略)

(4) 客室の床面積は、6.6平方メートル以上であること。ただし、簡易宿所については、4.8平方メートル以上であること。

は、男子用及び女子用の区分があること。

(8)～(10) (略)

(簡易宿所営業の基準)

第7条 政令第1条第3項第7号の規定による構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号、第3号から第6号まで、第7号ア及びイ並びに第8号から第10号までに定める基準に適合すること。

(2) 共同用の便所には、男子用及び女子用の区分があること。

(3)・(4) (略)

(5) 客室の床面積は、4.8平方メートル以上であること。

(下宿営業の基準)

第8条 政令第1条第4項第5号の規定による構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 共同用の便所には、男子用及び女子用の区分があること。

(3)・(4) (略)

(季節的に利用される施設等の基準)

第9条 第6条及び第7条の規定にかかわらず、省令第5条第1項第1号から第3号までに掲げる施設に係る政令第1条第1項第11号、第2項第10号及び第3項第7号の規定による構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) 客室の床面積は、6.6平方メートル以上であること。

<p>(農林漁業体験民宿業を営む施設の基準)</p> <p>第10条 第7条の規定にかかわらず、省令第5条第1項第4号に掲げる施設(客室の延べ有効面積が50平方メートルを超える施設を除く。)に係る政令第1条第3項第7号の規定による構造設備の基準は、第6条第3号ア、第4号、第6号、第7号ア及び第10号、第7条第3号及び第4号並びに前条第4号本文に定めるとおりとする。</p>	<p>(農林漁業体験民宿業を営む施設の基準)</p> <p>第10条 第7条の規定にかかわらず、省令第5条第1項第4号に掲げる施設(客室の延べ有効面積が50平方メートルを超える施設を除く。)に係る政令第1条第3項第7号の規定による構造設備の基準は、第6条第3号ア、第4号、第6号、第7号ア及び第10号、第7条第3号及び第4号並びに前条第4号に定めるとおりとする。</p>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第38号

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成12年新潟県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																								
<p>別表 (第2条関係)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 産業労働観光部関係</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">事 務</th> <th style="width: 30%;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年法律第85号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(1)～(4) (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5) 法第26条の規定による報告の徴収</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(7)～(9) (略)</p>	事 務	市町村	(略)		7 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年法律第85号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの	(略)	(1)～(4) (略)		(5) 法第26条の規定による報告の徴収		(略)		<p>別表 (第2条関係)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 産業労働観光部関係</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">事 務</th> <th style="width: 30%;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年法律第85号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(1)～(4) (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5) 法第21条の規定による報告の徴収</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(7)～(9) (略)</p>	事 務	市町村	(略)		7 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年法律第85号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの	(略)	(1)～(4) (略)		(5) 法第21条の規定による報告の徴収		(略)	
事 務	市町村																								
(略)																									
7 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年法律第85号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの	(略)																								
(1)～(4) (略)																									
(5) 法第26条の規定による報告の徴収																									
(略)																									
事 務	市町村																								
(略)																									
7 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年法律第85号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの	(略)																								
(1)～(4) (略)																									
(5) 法第21条の規定による報告の徴収																									
(略)																									

附 則

この条例は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成28年法律第36号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

新潟県条例第39号

新潟県建築基準条例の一部を改正する条例

新潟県建築基準条例（昭和47年新潟県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																
<p>第30条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村（法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村（以下「特定市町村」という。）を除く。）が処理することとする。</p> <p>(1)～(34) (略)</p> <p>(34)の2 法第60条の3第1項第3号又は第2項<u>ただし書の規定による許可の申請に係る書類の受理及び県への送付</u></p> <p>(35)～(57) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表（第28条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">手数料を納めなければならない者</th> <th style="text-align: center;">手 数 料 の 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～20 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>20の2 法第60条の3第1項第3号の規定により建築物の容積率若しくは建築面積に関する特例の許可の申請をしようとする者又は同条第2項<u>ただし書の規定により建築物の高さに関する特例の許可の申請をしようとする者</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>21～40 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を納めなければならない者	手 数 料 の 額	1～20 (略)	(略)	20の2 法第60条の3第1項第3号の規定により建築物の容積率若しくは建築面積に関する特例の許可の申請をしようとする者又は同条第2項 <u>ただし書の規定により建築物の高さに関する特例の許可の申請をしようとする者</u>	(略)	21～40 (略)	(略)	<p>第30条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村（法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村（以下「特定市町村」という。）を除く。）が処理することとする。</p> <p>(1)～(34) (略)</p> <p>(34)の2 法第60条の3第1項<u>ただし書の規定による許可の申請に係る書類の受理及び県への送付</u></p> <p>(35)～(57) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表（第28条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">手数料を納めなければならない者</th> <th style="text-align: center;">手 数 料 の 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～20 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>20の2 法第60条の3第1項<u>ただし書の規定により建築物の高さに関する特例の許可の申請をしようとする者</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>21～40 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を納めなければならない者	手 数 料 の 額	1～20 (略)	(略)	20の2 法第60条の3第1項 <u>ただし書の規定により建築物の高さに関する特例の許可の申請をしようとする者</u>	(略)	21～40 (略)	(略)
手数料を納めなければならない者	手 数 料 の 額																
1～20 (略)	(略)																
20の2 法第60条の3第1項第3号の規定により建築物の容積率若しくは建築面積に関する特例の許可の申請をしようとする者又は同条第2項 <u>ただし書の規定により建築物の高さに関する特例の許可の申請をしようとする者</u>	(略)																
21～40 (略)	(略)																
手数料を納めなければならない者	手 数 料 の 額																
1～20 (略)	(略)																
20の2 法第60条の3第1項 <u>ただし書の規定により建築物の高さに関する特例の許可の申請をしようとする者</u>	(略)																
21～40 (略)	(略)																

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第40号

新潟県が管理する港湾の臨港地区内の分区において規制される構築物の指定に関する条例の一部を改正する条例

新潟県が管理する港湾の臨港地区内の分区において規制される構築物の指定に関する条例（昭和40年新潟県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
別表（第3条関係） (1)～(6) (略) (7) 修景厚生港区 ア 法第2条第5項第2号から第5号まで、 <u>第8号の2から第9号まで、第9号の2</u> （当該港区において発生する廃棄物を処理するための施設に限る。）及び第9号の3から第10号の2までに掲げる港湾施設 イ～オ (略)	別表（第3条関係） (1)～(6) (略) (7) 修景厚生港区 ア 法第2条第5項第2号から第5号まで、 <u>第8号の2、第9号、第9号の2</u> （当該港区において発生する廃棄物を処理するための施設に限る。）及び第9号の3から第10号の2までに掲げる港湾施設 イ～オ (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第41号

新潟県警察本部内部組織条例の一部を改正する条例

新潟県警察本部内部組織条例（昭和49年新潟県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号を加える。

改 正 後	改 正 前
（警務部の所掌事務） 第3条 警務部においては、警察本部の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(18) (略) <u>(19) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。</u> <u>(20)</u> (略) <u>(21)</u> (略) <u>(22)</u> (略) <u>(23)</u> (略)	（警務部の所掌事務） 第3条 警務部においては、警察本部の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(18) (略) (19) (略) <u>(20)</u> (略) <u>(21)</u> (略) <u>(22)</u> (略)

附 則

この条例は、平成28年11月30日から施行する。